

総務文教常任委員会

委員長 久保 雅己

【森林環境整備基金条例】

地球温暖化防止や災害防止等を図るため、森林環境税と森林環境譲与税が創設されたことから、令和元年度より譲与される森林環境譲与税を活用し、森林の整備等に必要な経費の財源として基金を設ける。

森林環境税は、令和6年度から年額1,000円が課税され、森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることができる。

問 森林環境譲与税を使つての森林整備に対する町の方針は？

また、町内の林業従事者数と私有林の面積は？

答 アンケート調査と山口県東部森林組合のデータ等を活用し、方針をたてる予定としている。

2015年の農林業センサスでは、町内の林業従事者は6人、私有林人工林の面積は1,548haである。

問 森林環境譲与税を積立て、ある程度の額を確保した後に事業を開始するようだが、その時期はいつ頃の予定か？

答 1,300万円程度を積立て、課税が始まる令和6年度頃の事業開始を見込んでいる。当面は、森林所有者に対するアンケート調査の実施を予定している。

問 本町においては、竹林の伐採整備を第一に掲げてもらいたい。(同意見多数)

答 現在のところ、森林環境譲与税での実施が可能かどうかは不明なため、今後、県と協議する。

【お問い合わせ】

農林課 ☎ 0820-79-1002
財政課 ☎ 0820-74-1006

建設環境常任委員会

委員長 平野 和生

【若者定住促進住宅条例】

現在、小松開作地区に建設中の町営住宅について、設置及び管理に関する必要事項を定めるものであり、名称は明新住宅(オール電化住宅4戸)である。

問 入居資格要件を限定しすぎており、定住対策の観点から考えると、胎児や入居後に生まれてくる子を適用除外とするのはどうなのか？

答 妊婦は対象にしておらず、死産や流産の可能性も考えられることから、要件を緩和しすぎると、入居資格の区別がしづらくなる。

問 学校教育法でいうところの21歳に規定した理由は何か？

大学に進学すれば家計の負担は大きくなるし、扶養している全ての子供を対象とし、臨機応変に対応してはどうか？

年齢にこだわらず間口を広げ、より良い定住促進住宅となるよう検討してもらいたい。

答 郡内での進学を考え、大島商船高専と看護学校を対象に21歳とした。扶養している期間にするなど、対象区分については考える余地はある。

問 条例の趣旨には賛成するが、仕事で町外から入ってくる人が本町に居住でき、お互いに恩恵のある施策を考えてもらいたい。

この条例案には色々な問題点が見受けられるので、運用にあたっては柔軟な対応ができるよう求める。

答 議員各位のご意見、町民からのご意見・ご要望を真摯に受け止め、条例改正も視野に入れ、より良いものとしていきたい。

【お問い合わせ】

生活衛生課 ☎ 0820-79-1010